

第7回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 10時20分から11時20分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員 (欠席)	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和元年10月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (県知事処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (県知事処分)

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

北原 康德 委員、 税田 悟 委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、令和元年度第7回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、5番 田邊委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。1番 北原委員と2番 税田委員にお願ひします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号6を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号7を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和元年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。 議案第1号 令和元年10月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和元年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号1をご覧ください。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。何か補足事項があれば担当委員からお願いします。</p>

1 3 番	伯父さんに渡してあった分を買い戻すための手続きです。
議 長	それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号 2 を読みあげる)
	場所につきましては、別紙の配置図 4 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 0 ページの調査書 番号 2 をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます
議 長	議案第 2 号の番号 2 について、事務局の説明が終わりました。 補足説明を担当委員からお願いしたいんですが、体調不良で休みの為、事務局からお願い します。
事務局	この分は、生前贈与で一筆づつしてあります。
議 長	それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 2 に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号 3 を読みあげる)
	場所につきましては、別紙の配置図 5 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 1 ページの調査書 番号 3 をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます
議 長	議案第 2 号の番号 3 について、事務局の説明が終わりました。 補足説明を担当委員からお願いします。
2 番	譲受人は、朝倉の方でお兄さんの指導をもとに農業をされています。申請地は畑として活用 したいとの事です。よろしく申し上げます。

議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号4をご覧ください。</p> <p>以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号4に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について審議にはいりません。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は申請地から北西250mの住宅に住んでいますが、新たに住宅を建築し転居するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積77.84㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明</p>

	<p>が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>ここは全体的に家が建っています。上水道や下水道も通っています。ただ、奥の方に田んぼがありますので、用水の排水をしてもらうようにしていますので、問題はないと思います。あいてる部分を地上げして畑に申請するという事で印鑑をもらいに来られました。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積62.93㎡の住宅を建設される計画となっています。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
6番	<p>現地確認したところ、前の道路に上下水道が通っており、雨水関係も側溝がありますので問題はないと思います。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>

会長代理	問題ないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋、建築面積161.90㎡の住宅を建設される計画となっています。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
11番	上水道、下水道とも通っており、用水路が無い高台になっていますので、用水路はありません。雨水は前に側溝がありますので、問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 現地確認時にいろいろありましたが、進入路の関係はどのようになっていますか。
11番	建物の後ろに3名の所有名義の畑があるんですが連絡をとりましたら、3名全員の了解が電話でとれています。道の幅が2mという事で、了解は得ています。
議 長	他にご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造2階建て、建築面積72.87㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、筑前町役場総合支所から500㎡以内の区域内の農地であることから農地の区分は第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>前にある道路に下水、上水、雨水を通すようになっています。土地が田なので盛土をして家を建てるようになっていますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、集合住宅2棟14戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。 建物としましては、集合住宅、建築面積295.38㎡を1棟と122.61㎡を1棟建設する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、筑前町役場総合支所から300㎡以内の区域内の農地であることから農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	議案第4号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
1 番	上下水道は完備されておりますが、ペットをおける住宅になっていきますので、隣近所の方に承諾を得てくださいと伝えてあります。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号5について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号5を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 朝倉市において野菜の生産販売を行う申請者は、太陽光発電事業も行っており、申請地2, 659㎡に太陽光発電設備を設置し売電収入を得る為の計画となっております。 経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定はされております。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号の番号5について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員の私から報告します。
議 長	ここは、事務局の方からも言いましたように第2種農地で農振地域から外れています。ここは太陽光をするとき、周辺への光の影響はないとの事です。住宅と違い汚水とかは流さない ので問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第4号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号6を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人はアパート住まいで現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て建築面積69.56㎡の住宅を建設される計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に 本田脳神経外科クリニックと くさば内科クリニックがあり、北側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>議案第4号の番号6について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p> <p>北側の道路に上水道と下水道が通っており、それに繋ぐという事ですので問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第4号の番号6は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号7について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号7を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 富士観光バスの代表取締役である譲受人は、新規にレンタカー業や貨物運送業を開始しており、既存の駐車場では不足している為、申請地を駐車場として造成し会社に賃貸する計画です。車輛21台分の駐車場を整備する予定となっています。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p> <p>1 8 番</p>	<p>議案第4号の番号7について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p> <p>この場所が、以前見に来たときは、アパートがあり排水を出していたんですが、横に這わせ</p>

	<p>るようにしていますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号7に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号7は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第7回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>11 : 20 終了</p>